

発議第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を次のとおり制定する。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合  
議会議員 中 嶋 武 嗣

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合  
議会議員 津 村 孝 司

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合  
議会議員 熊 谷 定 義

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第14条）
- 第2章 議案及び動議（第15条－第20条）
- 第3章 議事日程（第21条－第25条）
- 第4章 選挙（第26条－第34条）
- 第5章 議事（第35条－第41条）
- 第6章 発言（第42条－第58条）
- 第7章 表決（第59条－第69条）
- 第8章 請願（第70条－第74条）
- 第9章 秘密会（第75条・第76条）
- 第10章 辞職及び資格の決定（第77条－第80条）
- 第11章 規律（第81条－第88条）
- 第12章 懲罰（第89条－第93条）
- 第13章 会議録（第94条－第98条）
- 第14章 議員の派遣（第99条）
- 第15章 補則（第100条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会の会議について必要な事項を定めるものとする。

#### （参集）

第2条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

#### （欠席の届出）

第3条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

#### （連絡所の届出）

第4条 議員は、住所以外に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

#### （議席）

第5条 議員の議席は、広域連合設立後初めて行う広域連合議会の会議において、

議長が定める。

2 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第8条第3項の規定による選挙後新たに選出された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第6条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第7条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第8条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第9条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 会議の開始は、口頭又は号鈴で報ずる。

（休会）

第11条 滋賀県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第2号）に規定する広域連合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 法第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第12条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第13条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないとき

は、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第14条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現存する議員又は議員の住所(連絡所の届出をした者については、当該連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

## 第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第15条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第16条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第17条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第18条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

## 第3章 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第21条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事

日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第22条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第23条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

#### 第4章 選挙

(選挙の宣告)

第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第30条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 3 1 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 3 2 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 3 3 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第 3 4 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

## 第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 3 5 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 3 6 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 3 7 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第 3 8 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、質疑があるときはこれを行うことができる。

(討論及び表決)

第 3 9 条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 4 0 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第 4 1 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

## 第 6 章 発言

(発言の許可等)

第42条 発言は、すべて議長の許可を得た後、議席でしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第43条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終わった場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第44条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号又は氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第45条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第46条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第47条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第48条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第49条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員の3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第50条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第51条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第52条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第53条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第54条 議員は、広域連合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第55条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第56条 質問については、第48条及び第52条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)



第 57 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第 58 条 広域連合長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読を以って配布に代えることができる。

## 第 7 章 表決

(表決問題の宣告)

第 59 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第 60 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 61 条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第 62 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 63 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第 64 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の指名を併記しなければならない。

(投票の効力)

第 65 条 投票の表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 66 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条第 1 項及び第 34 条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 6 7 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 6 8 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 6 9 条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

## 第 8 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 7 0 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 7 1 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(紹介議員の議会説明)

第 7 2 条 議会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 7 3 条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第74条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

## 第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第75条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第76条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## 第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第77条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いしないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第78条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第79条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(決定書の交付)

第80条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

## 第11章 規律

(品位の尊重)

第81条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第82条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により

議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第83条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第84条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第85条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第86条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議場内における資料等印刷物の配布許可)

第87条 議場内において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を受けなければならない。

(議長の秩序保持権)

第88条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

## 第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第89条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第77条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第90条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第91条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第92条 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第93条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

## 第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第94条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した者の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音機により録音する。

(会議録の配布)

第95条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第96条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第57条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第97条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第98条 会議録の保存年限は、永年とする。

#### 第14章 議員の派遣

(議員の派遣)

第99条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員に派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

#### 第15章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第100条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があると

きは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。